

10月号



おおもり 青色使い

No.0637

一般社団法人 大森青色申告会

平成30.10.1



平成30年分「減価償却計算表」について

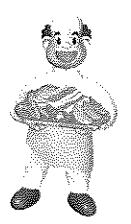


減価償却資産を既にご登録いただいている会員の方には、11月末～12月初旬に郵送にて、平成30年分確定申告用「減価償却計算表」をお送りさせて頂く予定です。昨年のデータを元に作成しておりますが、お手元に届きましたら必ず内容のご確認をお願い致します。

以下の事項にあてはまる方は、領収書等を申告会事務所までお持ちいただきかFAX(3773-6388)にてお送りいただきますようお願いいたします。なお、FAXでお送りいただく場合は必ず事業主名と連絡先のご記入をお願いいたします。



- ①10万円を超える金額の資産を購入した場合
- ②20万円を超える修繕を行った場合
- ③資産の除却・廃棄を行った場合
- ④車の買い替えを行った場合
- ※下取り等がある場合は下取り価格もお知らせください
- ⑤その他減価償却資産に変更があった場合



上記①～⑤のご連絡を10月31日までにいただいた場合は、

修正(新規追加、除却・廃棄、変更)事項を反映した「減価償却計算表」をご郵送いたします。

上記①～⑤のご連絡を11月1日以降にいただいた場合は、

修正(新規追加、除却・廃棄、変更)事項を反映しない「減価償却計算表」のご郵送となります。

※追加、変更、除却・廃棄等の修正は隨時行っておりますが修正事項を反映した「減価償却計算表」のご郵送はお受けできませんので予めご了承ください。但し、FAXにてお送りすることは可能ですのでご希望の方はその旨お申し出下さい。

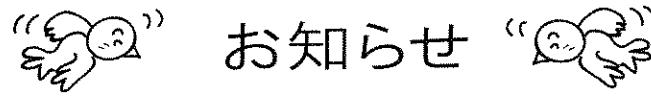


「ホームページから予約する」の巻き

大森青色申告会のホームページから相談の予約が可能ですが、一度にご予約できるのは1枚のみです。申告期間中の予約は電話のみとなります。

前日の午後4時まで予約が可能です。
1度にご予約できるのは1枚のみです。
申告期間中の予約は電話のみとなります。

(1)



お知らせ

大森青色申告会館(事務局)のトイレ改修工事のお知らせ
大森青色申告会館(事務局)のトイレ改修工事を平成30年10月22日(月)より26日(金)まで行います。この期間、騒音とトイレ使用の制限が発生するため個別記帳確認や個別相談業務の受付はございません。ご不便をおかけいたしますが何卒ご理解、ご協力をお願いいたします。

消費税の軽減税率についての研修会

今年度も全4回で役職員研修会を開催します。第2回目は「消費税の軽減税率について」です。大森税務署担当官が解り易くご説明しますので是非ご参加ください。

日 時：10月23日(火)午後4時～午後5時
場 所：大森青色申告会2階
講 師：大森税務署担当官
参加費：無料
申 込：電話予約制 事務局 3771-8859
締切日：平成30年10月22日(月)

楽しく作ろうパン教室のお知らせ

手ごねにこだわったパンを作ります。詳細は同封のチラシをご覧下さい。

開催日：平成30年10月28日(日)
時 間：午前10時～
参加費：1人3,000円
会 場：大田文化の森 第一創作工房(調理室)
定 員：24名
締切り：平成30年10月22日(月)
※定員になり次第締切りとさせていただきます。

平成30年分確定申告期間指導の注意点

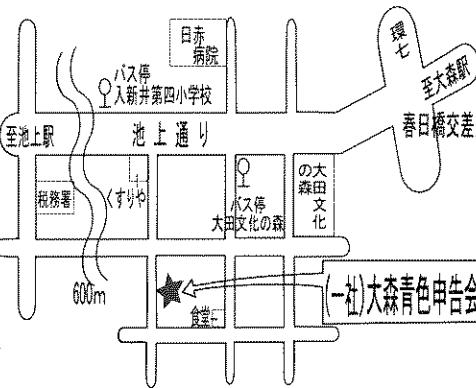
譲渡所得での第3表(分離課税)の作成が必要な場合

- 1) 土地・建物の売買で譲渡所得の申告が必要な場合は事前指導が必要です
事前指導を受けていない場合、確定申告指導期間中には、譲渡所得の申告についてのご相談は、お受けできませんのでご注意ください。譲渡した日が年末などで事前指導がお受けいただけない場合やご自身の都合などで事前指導を受けられなかった場合は、添付書類を揃えて税務署にてご相談の上、作成した「譲渡所得の内訳書」を申告会事務局へご持参ください。なお、「譲渡申告の内訳書」のご記入がない場合には、申告会で申告書をお預かりすることができませんので予めご了承ください。
- 2) 株式等の売買で譲渡所得の申告書の作成が必要な場合は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」をご自身で記入作成し、来所時に添付書類とともにご持参していただくことが必要となります。
「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の記入作成のない場合、申告会では申告書をお預かりすることができません。※特定口座年間取引報告書の有無を問わず提出用とご自身控え用もご自身で記入作成し、ご持参ください。その他、投資にかかる内容の申告(先物取引・FX等)についても同様の取扱となります。



一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 德永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL:03(3771)8859
FAX:03(3773)6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <http://www.oomori-aoiro.org>



予約制 事務局に申込み
時 間 申込順で30分位

無料法律相談日
10月11日(木)
10月25日(木)

保険の相談
ご希望の方は事務局迄

(4)

